

竜造寺家臣団の構成とその特質（二）：天正八年着 到帳の分析を中心として

藤野，保

<https://doi.org/10.15017/2233878>

出版情報：史淵. 115, pp.1-29, 1978-03-31. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：



竜造寺家臣団の構成とその特質(一)

—天正八年着到帳の分析を中心として—

藤野保

目次

はじめに

一 「着到帳」の史料性格

(1) 「着到帳」の性格・種類

(2) 「着到帳」の記載方式・内容

二 竜造寺氏の幕下構成と形成

(1) 竜造寺一門

(2) 国侍

(3) 他国侍(以上「九州文化史研究」
所収)、「三尋」掲載)

三 竜造寺家臣団の構成的特質(以下「本誌」掲載)

(1) 陣立構成とその推移

(2) 家臣団編成の特質と衆構成

(3) 執政体制とその構成

展望—鍋島執政権力の成立

竜造寺家臣団の構成とその特質(二)(藤野)

三 竜造寺家臣団の構成的特質

(1) 陣立構成とその推移

天文十三年、少貳冬尚の策動によって、新しく抬頭した竜造寺氏が肥前の群雄に包囲されたとき、家兼は同時三面作戦を立て、一門の盛家・信以(家重)・家直を上松浦へ、同じく家純・周家・胤門・家久を多久へ、同じく家門・頼純・胤直・常家・家親(家宗)を永島へ進攻せしめ、それぞれ松浦党支流の諸氏(波多・鶴田氏)および多久(前多久家)・有馬氏らに対抗せしめている。⁽¹⁾このことは、竜造寺氏の軍事力が竜造寺氏の抬頭および一門の形成過程に対応して、一門を中心とする陣立構成であり、戦闘隊形からはじまったことを示している。

翌天文十四年水ヶ江竜造寺系の諸氏が戦死し、隆信の登場、そして竜造寺惣領家(村中竜造寺)の相続となるが、この過程で鍋島氏以下の譜代層が竜造寺家臣団のなかで有力な地位を占め、天文二十二年、納富道周・小川武純(信安)・江副久吉三氏を中心とする譜代執政体制が確立した。⁽²⁾その後の竜造寺氏の陣立構成は一門・譜代を中心とするものであり、例えば永禄四年における神代氏攻撃の際は、先陣||竜造寺信周・同鑑兼・小川信友(信俊)・納富信景、本陣||広橋信了(先陣)・福地信重(二陣)・旗本(三陣)、後陣||竜造寺長信、という戦闘隊形をとっている。⁽³⁾

永禄十二年、大友氏の肥前進攻に際しては譜代層が顕著な活躍を示し、とくに翌元龜元年、鍋島直茂が今山合戦において竜造寺氏を勝利に導き、大友勢を肥前より撃退したことは、竜造寺体制下における鍋島氏の地位を強力なものとし、その後の陣立構成は直茂が先陣をつとめるようになる。例えば天正二年における松浦地方の平定に際しては、第四表にみるように、先陣||鍋島直茂、二陣||小川信俊・内田信堅、三陣||神代衆・江上衆、旗本隊||納富・副島・百武・成松・安住・石井・円城寺氏という陣立構成になっており、途中より仁戸田氏以下の千葉氏の家人が参陣している。⁽⁴⁾この陣立構成で注目されることは、東部肥前の平定の過程で、新たに麾下に属した神代・江上氏らの被官衆が

第5表 筑後陣立
(天正6年)

構成	出陣部将名
先陣	鍋島 直茂
2陣	納富 家景
3陣	竜造寺家晴
4陣	松 浦 衆
5陣	後藤 家信
6陣	竜造寺長信
7陣	江上 家種
8陣	馬場 鑑周
9陣	神代 正忠 彈正 家利 千布 家利
殿	隆信 旗本
計	2 万余 騎

〔註〕『九州治乱記』
卷23P. 310。

晴、四陣||松浦衆、五陣||後藤家信、六陣||竜造寺長信、七陣||江上家種、八陣||馬場鑑周、九陣神代氏の陣代と千布家利、殿||隆信旗本と^{しんがり}いう構成をとっており、一門以下新旧家臣団を中心にもっとも整備した陣立構成になっている。重要なことは、かって彼杵・高米陣で参陣

の中心は筑後にあった。このときの陣立は第五表にみるように、先陣||鍋島直茂、二陣||納富家景、三陣||竜造寺家
翌天正六年、有馬氏の投降によって肥前征覇を完了した隆信は、直ちに筑前・筑後に對する経略を開始したが、そ
忠の陣代)・松浦(衆の陣代)両氏をはじめ波多・鶴田・草野氏ら上松浦の諸氏および深堀氏が参陣している。⁽⁶⁾

第4表 松浦陣立(天正2年)

構成	出陣部将名
先陣	鍋島 直茂
2陣	小川 信俊・内田 信堅
3陣	神代 衆・江上 衆
旗本	納富 家理・副島 光家 百武 賢兼・成松 信勝 安住・石井・円城寺

〔註〕『九州治乱記』卷20P. 273。

三陣を構成し戦鬪に参加している事実である。こうして、竜造寺氏の陣立構成は、これまでの一門・譜代に加えて新参家臣の外様衆によって構成されることとなり、それは隆信の肥前征覇の過程に應じて拡大され、ここに竜造寺氏の「幕下着到」が形成されてゆくのである。

天正五年の大村氏攻撃に際しては、鍋島(直茂)・勝屋(先陣)、納富・小川(二陣)、執行(江上衆)・神代(神代衆)(三陣)氏らに加えて、鹿島・多久に配置された鍋島信房(藤津衆)・竜造寺長信(多久衆)と千葉衆が四陣を構成し、松浦・後藤両氏も隆信の催促に應じて参陣している。⁽⁵⁾ また同年の西郷氏の攻撃に當っては、竜造寺(康房)・小川(先陣)、鍋島・納富(二陣)、倉町・竜造寺(信時)

第 6 表 肥 後 陣 立 (天正 8 年)

構 成	出 陣 部 将 名
先 陣	鍋島 直茂
2 陣	竜造寺信周・竜造寺信純・竜造寺家就・竜造寺鎮家・高木 盛房 内田 卜菴・倉町 信俊・馬場 鑑周・馬場 鎮周・出雲 信忠
3 陣	姉川 信安・姉川 信秀・横岳 家実・横岳 頼統・藤崎 盛能
4 陣	重松 頼幸・本告 信景・犬塚 家広・鹿江 信明・堀江・鴨打 徳島・安住・江副・馬渡・石井・福□
その他	江上 家種・後藤 家信・竜造寺長信・神代弾正忠 松浦衆 (松浦盛の陣代・山代虎王丸の陣代・松浦鎮信の陣代) 藤津衆 { 鍋島信房・犬塚盛家・徳島信盛・上滝盛員・原・吉田・ 永田・辻・久間・嬉野 彼杵衆 { 大村純忠の陣代・西郷刑部大輔・西郷右衛門大夫・宇 良上野介・伊戸岐・多良・森山・遠岳 高来衆 { 有馬晴信の陣代・島原純豊・神代貴茂・安富純泰・安 徳純俊 ----- 筑後衆 { 蒲池家恒・田尻鑑種・草野鑑員・黒木家永・西牟田鎮 豊・河崎鎮堯・三池鎮実・安武家教・高良山麟圭・高 良山良寛・祝部安実 肥後衆 小代親伝・隈部親永・大津山河内守・辺春親運
計	5 万余騎

〔註〕『九州治乱記』巻25P.335-6。

立構成を示すものであった。
第六表はすなわちそれを示したものであるが、ここでも鍋島直茂が先陣をつとめ、二陣・三陣・四陣は竜造寺一門(信周・信純・家就・鎮家)以下、高木・内田・倉町・馬場・出雲・姉川・横岳・藤崎・重松・本告・犬塚・鹿江・堀江・鴨打・徳島・安住・江副・馬

・安武・豊饒・堤氏など、新たに麾下に属した筑後の諸氏が参陣しており、さらに肥後の諸氏が加わることになる。こうして、天正八年の肥後陣立を迎えるが、それはこれまでの全支配領域の軍事を動員した最大規模の陣立構成を示すものであった。

この種の「幕下着到」は、竜造寺権力の強化・分国の拡大に伴って増加していくが、天正七年の三池氏攻撃に当っては、田尻鑑種(先陣)・蒲池鎮竝(二陣)をはじめ筑紫(広門)・安武・豊饒・堤氏など、新たに麾下に属した筑後の諸氏が参陣しており、さらに肥後の諸氏が加わることになる。こうして、天正八年の肥後陣立を迎えるが、それはこれまでの全支配領域の軍事を動員した最大規模の陣立構成を示すものであった。

した松浦・大村・深堀氏らおよび西郷氏が着到していかないことであり、このことは、かれらが竜造寺氏の常備軍に家臣団を構成するものではなく、一時的にあるいは臨機応変に参陣するいわゆる「幕下着到」であったことを示している。

竜造寺家臣団の構成とその特質(二)(藤野)

渡・石井氏ら新旧家臣団をもって構成し、その他江上・後藤・竜造寺（長信）・神代氏の外、松浦衆・藤津衆・彼杵衆・高来衆・筑後衆・肥後衆が参陣し、着到数五万余騎という幕下構成であった。¹⁰⁾

問題は松浦衆以下の幕下構成である。藤津衆の場合、天正四年、藤津郡に新たに配置された鍋島信房・犬塚盛家・徳島信盛以下家臣団に編入された上滝・原・吉田・永田・辻・久間・嬉野氏らによって構成されているが、松浦衆は松浦盛（有田）・山代虎王丸（貞）・松浦鎮信（平戸）の各陣代、彼杵衆は大村純忠の陣代および西郷氏とその一族、高来衆は有馬晴信の陣代および島原・神代・安富・安徳氏など「幕下着到」によって構成され対照的傾向を示している。とくに松浦衆の諸氏および大村・有馬両氏が各陣代を派遣しているところに、かれらと竜造寺氏との関係が示されている。

次に、新たに竜造寺氏の分国となった筑後・肥後の場合を考察しよう。筑後衆の場合、すでに天正七年段階で蒲池・田尻・安武氏らが参陣していたが、ここでは新たに草野・黒木・西牟田・河（川）崎・三池氏および高良山の座主・麟圭・良寛と祝部（鏡山）氏が着到し、肥後衆は二日遅れて小代・隈部・大津山・迎春氏らが参陣している。ここに筑後・肥後の諸氏も「幕下」に帰属した国人領主の半数が「着到」し、竜造寺氏の「幕下着到」を構成したのである。そこで次に、筑前・豊前をも含めて、その後の竜造寺領国の推移・権力の消長との関連において、竜造寺支配体制下における「幕下着到」の動向について考察することとしよう。

天正八年、肥後より筑後に帰陣した竜造寺勢は、この年の夏、筑前の荒平城攻撃に移るが、このときは隆信自ら出陣し、先陣||小川信俊・納富家理、二陣||竜造寺信周、三陣||竜造寺長信・同康房、四陣||江上家種、五陣||鍋島直茂という陣立構成であった。¹¹⁾各陣の侍大將が隆信の直系一門と鍋島・小川・納富三氏となつて注目される。また軍勢催促により筑紫・秋月・原田・波多・草野氏らが参陣しているが、このうち秋月・原田氏が筑前の国人領主である。原田氏はすでに天正二年に幕下に属していたが、秋月氏は「着到」の事実のみしか確認できない。この

年隆信は筑前九郡を領有し、つづく豊前の平定によって同国三郡に支配権を確立したことは、すでに考察したところである。

まさにこの瞬間に作成された竜造寺着到帳を検討すると、他国侍の場合、「幕下着到」を確認できるのは(A)(B)ともに分国四カ国の三分の一程度であり、「幕下」ないし「着到」の一方の事実のみをもって「幕下着到」を記載したものが多く、この傾向は実態をより正確に記載している(A)に顕著に現われていることが明らかになったであろう。

ところで、先に柳河城に立籠った蒲池鎮竝が一旦和議を結んだのち、翌九年、再び離反して島津氏に内通したが、隆信は鎮竝を佐賀にて誘殺し、その残党退治をおこなった。⁽¹⁴⁾このとき、豊饒・蒲池(統康)氏らが残党の一味として戦死している。⁽¹⁵⁾翌十年になると、まず黒木(猫尾)氏が離反し、⁽¹⁶⁾つづいて田尻・戸原氏が離反して、それぞれ島津・大友氏に内通し鷹尾城・戸原河内城に立籠った。⁽¹⁷⁾島津・大友氏の進攻に伴ない「幕下着到」の離反が顕著となってきたのである。これら離反グループの掃討には、主として国侍⁽¹⁸⁾直屬家臣団があたっており、戸原氏攻撃に際しては、高良山の座主良寛および蒲池(家恒 鑑広の子)・西牟田氏が参陣しているとはいえ、漸次「幕下着到」の参陣が減少してゆく。

天正十一年、田尻氏救援のため筑後に進攻した島津勢は、間もなく肥後に撤退し、これを見て肥後に討ち入った政家との間に一旦和議が成立した。⁽¹⁹⁾孤立した田尻氏は、七月竜造寺氏に和議を申し出たが、十一月に至って再び反旗を翻し鷹尾城に立籠った。政家はこれを包圍攻撃して降し、嫡子長松丸に肥前のうち佐賀郡古勢にて二〇〇町を⁽²⁰⁾与え、翌十二年二月、田尻氏の一門・被官をことごとく古勢に所替えした。⁽²¹⁾ここで、田尻氏は他国侍から国侍に変わったのである。

以上、竜造寺氏が筑後経略に主力を注いでいる間に、肥前高来郡の有馬晴信が反旗を翻して竜造寺方の安富純泰(深江)に攻撃を加え、つづいて安徳純俊も有馬方に寝返った。⁽²²⁾天正十一年五月、島津義久は有馬氏救援のため島津

軍を高来に派遣、翌十二年二月、隆信は肥後に討ち入って、島津方に通じた合志親為を討ったが、義久は家久以下の島津軍の主力を高来に派遣したため、ここに肥前島原において、竜造寺・島津両氏の全面対立となった。

三月下旬、隆信は大軍を率いて高来に南下した。その陣立は着到数においてかつての肥後陣立に匹敵するものがあったが、幕下構成は大いに異なっていた。三手（山手・中央・浜手）に分かれた戦鬪隊形と出陣メンバーをみると、山手は政家が率いる鍋島・神代隊、浜手は江上・後藤を中心とする城原・塚崎隊（江上衆・後藤衆）、そして中央の本隊は、一陣Ⅱ小川・納富、二陣Ⅱ竜造寺（康房）・倉町以下の佐賀・小城・神崎隊、殿Ⅱ藤津隊というように一門・家臣団を中心とする陣立構成であり、それに松浦・彼杵・筑後衆の一部が参加しているに過ぎない。かつての動員体制と陣立構成に比べると大きい相違といわなければならない。その背景には、肥後衆がすでに島津方につき、筑前・豊前衆は竜造寺信周の下知のもとに、それぞれの領国を防備するという客観状勢の変化と隆信の戦略があった。ともあれ、隆信自ら中央突破を試みて戦死し、竜造寺側の全面敗北に終った。

隆信の戦死は、竜造寺領国体制に大きな変化を与えた。直茂は隆信の死後活発となった大友方の動きに対抗して、田尻鑑種に筑後の旧領の地を与えて海津に在番せしめ、さらに高群加番を命じたが、大友方の戸次道雪（筑前立花・高橋紹運（同宝満・岩屋）の攻撃にあつて、高群城（黒木氏）は間もなく陥落、筑後の「幕下着到」は多く大友方に帰参した。当時八代にあつた島津義弘は大軍を率いて北上、肥後の竜造寺勢を討つて筑後へ進攻してきた。九州戦国三大名の最後の攻防戦は筑後が舞台となつたのである。

竜造寺方では、肥後南関にあつた竜造寺家晴を柳河に移す一方、田尻鑑種にかれの旧城鷹尾城を与えて筑後の防衛を固めさせた。翌十三年、草野氏が籠れる発心岳城の攻防をめぐるに竜造寺・大友両軍が対戦したが、このときは佐賀勢に加えて波多・草野（上松浦）・原田・筑紫氏らが参陣している。一方、筑後に進攻した島津勢は、三池氏を味方とし筑後の平定に乗り出した。大友勢は両軍の挟み撃ちに合つて守勢に立ち、かつ道雪の死亡によって著しく不利と

なり、紹運は筑前に引揚げた。⁽²⁸⁾ 政家・直茂は草野・西牟田・間注所・安武氏および高良山の座主麟圭にそれぞれ旧領を安堵する一方、一門の家信を高良山に、家晴を柳河に留めて大友・島津氏の備えとした。⁽²⁹⁾

しかし、天正十四年までに竜造寺氏の「幕下着到」に属したものは、筑後衆のうち僅か草野・西牟田・田尻氏および麟圭に過ぎず、蒲池・三池・間注所・星野氏らは島津氏の幕下となった。肥後衆はすでに島津氏の支配下にあり、筑前の秋月、肥前の筑紫、豊前の高橋・城井・長野氏らも、すべて島津氏に従った。⁽³⁰⁾ ところが、筑紫氏が大方に寝返ったため、島津勢は筑前・肥前(養父郡勝尾城||広門本城)に打ち入って広門を降し、⁽³¹⁾ ついで高橋(紹運)氏が籠れる岩屋城を攻撃した。この両度の戦いにおいて、竜造寺氏は逆に島津氏の幕下として参陣している。⁽³²⁾ 岩屋城を攻略した島津勢は、さらに北上して立花(宗茂)氏が籠れる立花城を攻撃したが、このとき竜造寺方は、家種・家信および筑後衆の西牟田・田尻氏および麟圭を大宰府まで出陣させている。⁽³³⁾

ここで島津氏は筑前平定と豊後討伐を評議した結果、後者を優先させることとし、⁽³⁴⁾ 大友氏の本拠豊後に攻め入った。この間隙をぬって、政家・直茂は筑後に打ち入り肥後に進攻したが、新たな「幕下着到」を獲得するに至らなかった。ここで政家・直茂は、秀吉から島津征伐の書状をうけ佐賀に帰陣した。⁽³⁵⁾

翌天正十五年、島津征伐後の知行割において、竜造寺政家は肥前のうち七郡(佐賀・神埼・三根・小城・杵島・藤津・松浦のうち)を安堵されたに過ぎず、⁽³⁶⁾ 養父半郡と高来郡神代領は鍋島直茂に与えられ、⁽³⁷⁾ 基肄・養父半郡は筑前名島に入封した小早川隆景に与えられた。⁽³⁸⁾ また松浦郡(北松浦郡)は松浦鎮信、東西彼杵郡は大村喜前、南高来郡は有馬晴信にそれぞれ安堵された。⁽³⁹⁾ さらに波多鎮(親・信時)・深堀純賢も、それぞれ上松浦(東松浦郡)・西彼杵郡のうちにて旧領を安堵され、⁽⁴⁰⁾ 後藤家信・山代貞は旧領安堵と同時に竜造寺氏の与力に編成された。⁽⁴¹⁾ 諫早の西郷信尚は島津征伐不参加によって所領没収となり、そのあとは柳河の竜造寺家晴に与えられた。⁽⁴²⁾ このことは竜造寺氏の所領が前記肥前七郡のほか高来郡(北高来)に拡大したことを意味する。

竜造寺氏の分国のうち、筑後は新しく毛利秀包（久留米）・立花宗茂（柳河）・筑紫広門（山下）・高橋直次（江浦）に与えられ、⁽⁴³⁾ 蒲池鎮連（山下）・三池鎮実（三池）は、それぞれ立花氏の与力に編成されて所領を移された。⁽⁴⁴⁾ 田尻鑑種（鷹尾）は佐賀に移って竜造寺氏に臣従し、のち天正十七年西松浦郡山代において知行地を与えられた。⁽⁴⁵⁾ この種の系統に属するものに、竜造寺氏の「幕下着到」として最後まで活躍した草野家清（発心岳）・西牟田鎮永（西牟田）⁽⁴⁶⁾ があり、島津氏の幕下となった星野（生薬）氏の嫡子長虎丸（親之）も竜造寺氏の家臣となった。⁽⁴⁷⁾ なお、これより早く、肥前高来郡の安富純泰（深江）は、隆信の死後藤津に渡って竜造寺氏の家臣（深江氏に改姓）となり、⁽⁴⁸⁾ 同上松浦の草野鎮永（鏡）も、西牟田氏らと時を同じくして竜造寺氏の家臣となった。⁽⁴⁹⁾

肥後の「幕下着到」で、のち島津氏の幕下となった隈部氏以下の他国侍は、それぞれ旧領を安堵されて、新入封大名佐々成政の与力に編成され、⁽⁵⁰⁾ 筑前の秋月種実の嫡子種長は、大名に取立てられて日向高鍋に移され、⁽⁵¹⁾ 原田信種・麻生鎮貞・宗像氏貞は、豊前の長野鎮展とともに、それぞれ上筑後に移されて小早川隆景の与力に編成された。⁽⁵²⁾ ちなみに上筑後二郡（御原・御井）は隆景の所領である。豊前の高橋元種も大名に取立てられて日向延岡に移され、⁽⁵³⁾ そのあと上二郡は毛利勝信（小倉）・下六郡は黒田孝高（中津）に与えられた。⁽⁵⁴⁾

以上の史料批判・検討によつて、竜造寺着到帳に記載された「国侍」のうち（第二一・二・三表^(B)）、波多・松浦・大村・西郷・深堀、および「第二―四表(A)」のうち、筑紫・波多（前出）・八並・福井・有馬（天正十年まで）・安德（同十一年まで）・神代（同十二年まで）・島原（同）氏らをいわゆる「幕下着到」とし、他をすべて竜造寺家臣団と把握する。ただし宗（対馬）氏は何れとも関係を有しない。⁽⁵⁵⁾ 次に「他国侍」は（第三表）、筑後衆のうち田尻・西牟田・草野氏および高良山の座主麟圭、筑前衆のうち重松・曲渕氏らを竜造寺家臣団とし、他を「幕下着到」ないし「幕下」あるいは「着到」と把握する。⁽⁵⁶⁾ ただし、竜造寺氏の分国支配との関連において、それぞれ下限を有することは、すでに述べたところである。また(A)に記載のある筑後衆の上野・津山、肥後衆の阿蘇・相良・有動、筑前衆の麻生・宗像

・杉・干手・黒川氏(B)にも記載)らの動静は不明である。⁽⁵⁷⁾なお、筑後衆のうち大木・星野・城島・鐘江・堤氏のよう
に、その後個別に竜造寺氏ないし鍋島氏の家臣となったものもある。⁽⁵⁸⁾
そこで次に、以上の検討にもとづき竜造寺家臣団の構成的特質について考察することとしよう。

(2) 家臣団編成の特質と衆構成

第七・八表は、前述した史料批判・検討にもとづき竜造寺家臣団の構成をみたものであるが、そのうち第七表は、
知行面積の記載のある全家臣団について、これを所領規模別に考察し、第八表は、そのうち三〇〇町以上の上層家臣
団について、これを氏姓別の所領規模を通じてみたものである。⁽⁶⁰⁾

まず第七表より検討しよう。それによると、五、〇〇〇町以上は僅か一名に過ぎないが、一、五〇〇町以上は三
名、一、〇〇〇町以上は二名を数え、合わせて六名(二・七%)となる。次に五〇〇町以上は一五名(六・七%)、
三〇〇町以上は二〇名(九・五%)を数え、以上合わせて上層家臣団は四一名(二八・九%)となる。以上に対して、

所領規模	人数	比率
5,000町以上	1名	0.4%
1,500 〃	3	1.4
1,000 〃	2	0.9
900 〃	1	0.4
800 〃	1	0.4
700 〃	1	0.4
600 〃	2	0.9
500 〃	10	4.8
400 〃	2	0.9
300 〃	18	8.6
200 〃	24	11.5
100 〃	62	29.9
50 〃	62	29.9
30 〃	9	4.3
20 〃	1	0.4
不明	8	3.8
計	207	100.0

(註)「五ヶ国御領地之節配分帳
一隆信公幕下着到一」に
よって作成。

二〇〇町以上は二四名(二・五%)、一〇
〇町以上は六二名(二九・九%)で、合わせ
て八六名(四一・四%)となり、これらの
中層家臣団が竜造寺家臣団の中核を構成し
ていたことが解る。これについて多数を占
めるのが五〇町以上の階層で六二名(二九
・九%)を占め、以下三〇町以上九名(四
・三%)、二〇町以上一名(〇・四%)となる。

つまり、着到帳に記載された竜造寺家臣団の所領規模別構成は、これを要約すると、一、〇〇〇町以上の大規模所領を有する一部の階層を含めて、三〇〇町以上の所領規模を有する階層が一八・九%を占めて上層家臣団を占め、三〇〇町以下一〇〇町以上の所領規模を有する中層家臣団が四一・四%を占めて竜造寺家臣団の中核を構成し、一〇〇町以下の所領規模を有する残りの三四・六%の階層が下層家臣団、不明三・八%ということになる。以上の基準は、もとより着到帳記載の家臣団について加えたものであり、着到帳未記載のはるかに膨大な二〇町以下の階層を考慮に入れると、階層構成の概念が異なることはいうまでもない。

以上の家臣団の構成は、戦国大名竜造寺氏の抬頭と一門の形成過程、および家臣団に編成された肥前八郡における在地領主の在り方を示すものであり、かつ竜造寺氏の家臣団編成方式とその結果を反映したものである。そこで次にこの点を明らかにするため第八表を検討しよう。

そこに記載されたものは、前述した三〇〇町以上の所領規模を有する上層家臣団である。まず、竜造寺家親(家老)の五、〇〇〇町を最上位に、一門二七名の知行面積一万〇、四六一町は、他の家臣団に対して圧倒的優位を占めている。⁽⁶²⁾ ちなみに、三〇〇町以上の竜造寺一門は、家晴の一、五七〇町(四位)・長信の八七〇町(八位)・信周(家老)の五〇〇町(一五位)・家就(家老)の三八五町(二五位)・康房の三〇〇町(二七位)で、合わせて六名となる。さらに隆信直系の江上家種(三男)が一、七〇〇町を有して第二位を占め、同じく後藤家信(三男)が一、三〇〇町を有して第五位に位置している。他の家臣団に対する竜造寺一門の優位は争うべくもない。⁽⁶³⁾

一門以外の家臣団では、田尻(一、六〇〇町 三位)・西牟田(一、〇〇〇町 六位)・草野(九〇〇町 七位)氏が最上位を占めるが、これは筑後衆の一部を家臣団に加えたことによる。これに対して、いわゆる「国侍」で最高を占めるのは馬場氏の七〇〇町(九位)で、以下犬塚(家広)氏の六二〇町(一〇位)、空閑氏の六〇〇町(一一位)、犬塚(盛家)氏の五七〇町(一二位)、神代氏の五四〇町(二三位)というように、空閑氏を除いて、今山合戦以降、竜造寺氏の東

第8表 氏姓別所領規模面積を通じてみた竜造寺家臣団の構成 (300町以上)

番号	氏 姓	家臣 団数	氏 姓 別 所 領 面 積	一 族 中 最 大 所 領 規 模 所 有 者	その所領面積	所領規 模順位
1	竜造寺氏	27名	10,461.0	竜造寺 家 親	5,000.0	1
2	江 上氏	2	1,798.0	江 上 家 種	1,700.0	2
3	田 尻氏	1	1,600.0	田 尻 鑑 種	1,600.0	3
4	後 藤氏	2	1,430.0	後 藤 家 信	1,300.0	5
5	馬 場氏	5	1,400.0	馬 場 鑑 周	700.0	9
6	犬 塚氏	4	1,390.0	犬 塚 家 広	620.0	10
7	鍋 島氏	7	1,330.0	鍋 島 直 茂	530.0	14
8	納 富氏	8	1,189.0	納 富 賢 景	500.0	18
9	石 井氏	8	1,180.0	—	—	—
10	西牟田氏	1	1,000.0	西牟田 鎮 豊	1,000.0	6
11	草 野氏	1	900.0	草 野 鑑 員	900.0	7
12	高 木氏	6	865.0	高 木 盛 房	410.0	22
13	馬 渡氏	5	679.5	馬 渡 栄 信	300.0	28
14	小 川氏	4	637.0	小 川 信 俊	500.0	17
15	横 岳氏	2	600.0	横 岳 頼 次	300.0	40
16	空 閑氏	1	600.0	空 閑 三河入道	600.0	11
17	綾 部氏	2	590.0	綾 部 鎮 幸	390.0	24
18	倉 町氏	4	555.0	倉 町 信 俊	300.0	29
19	神 代氏	1	540.0	神 代 長 良	540.0	13
20	副 島氏	3	530.0	副 島 長門守	380.0	26
21	土 肥氏	1	500.0	土 肥 家 実	500.0	19
22	嬉 野氏	1	500.0	嬉 野 家 成	500.0	20
23	三 浦氏	2	500.0	三 浦 左衛門允	300.0	21
24	西 村氏	3	422.0	西 村 家 秀	200.0	30
25	鹿 江氏	1	400.0	鹿 江 兼 明	400.0	23
26	安 住氏	3	360.0	安 住 石見守	200.0	53
27	水 町氏	2	350.0	水 町 平左衛門	300.0	32
28	成 松氏	2	350.0	成 松 信 勝	300.0	33
29	徳 島氏	2	330.0	徳 島 胤 時	250.0	44
30	秀 島氏	2	307.0	秀 島 孫五郎	190.0	68
31	岩 松氏	1	300.0	岩 松 信 繁	300.0	31
32	勝 屋氏	1	300.0	勝 屋 勝一軒	300.0	34
33	吉 田氏	1	300.0	吉 田 宗 家	300.0	35
34	鴨 打氏	1	300.0	鴨 打 胤 忠	300.0	36
35	姉 川氏	1	300.0	姉 川 信 安	300.0	37
36	本 告氏	1	300.0	本 告 頼 景	300.0	38
37	出 雲氏	1	300.0	出 雲 信 忠	300.0	39

竜造寺家臣団の構成とその特質(一) (藤野)

〔註〕「五ヶ国御領地之節配分帳一隆信公幕下着到一」によって作成。4位は竜造寺家晴, 8位は同長信, 12位は犬塚盛家, 15位は竜造寺信周, 16位は鍋島信房, 25位は竜造寺家就, 27位は同康房。

部肥前の平定過程で帰属した外様系の家臣団が上位を占めていることが注目される。

譜代最古参の鍋島一族の知行面積は一、三三〇町（七名）で、氏姓別所領面積では七位を占めるが、直茂個人の知行面積は五三〇町で一四位に位置し、その地位は決して高くない。以下鍋島（信房）・小川（家老）・納富（家老家）氏と最古参の譜代家臣がつづくが、ともに五〇〇町である。外に五〇〇町を有する馬場・土肥・嬉野氏も外様家臣であり、竜造寺一門以外の上位の家臣団は、今山合戦以降新しく帰属した外様系の家臣団が優位を占めていたということができる。

これが五〇〇町以下三〇〇町以上の階層になると、譜代家臣の数が多くなってくるが、それでも外様家臣の数と相伴ばしている。第八表のうち高木（四一〇町）・綾部（三九〇町）・吉田（三〇〇町 以下同じ）・姉川・本告・出雲・横岳氏らが外様家臣で、東部肥前の「国侍」が多数を占める。これに対して譜代家臣には鹿江（四〇〇町）・副島（三八〇町）・馬渡（三〇〇町 以下同じ）・倉町・三浦・水町・成松・勝屋・鳴打氏らが該当し、佐賀郡中・南部の「国侍」が多い。譜代石井一族の知行面積は一、一八〇町（八名）で、氏姓別所領面積では九位を占めるが、うち六名の知行面積（一、〇〇〇町）が一括記載方式（石井党）であるため、個々の知行面積について表示することができない。

そこで次に、三〇〇町以下の階層について簡単に考察すると（第一表・第二一・二・三表参照）、次のような傾向を指摘することができる。

まず一〇〇町以上の階層は、譜代家臣と上層譜代の一族がもっとも多く、外様の被官衆（＝陪臣団）がこれにつぐ。このことは、竜造寺家臣団の中核を占める中層家臣団（三〇〇町以下一〇〇町以上）が、譜代とその一族および外様被官衆によって構成されていたことを示すものであり、竜造寺一門を除く上層家臣団の構成において、外様家臣が優位を占めていたことに対応している。つまり、竜造寺氏は肥前平定の前段階（肥前七郡、とくに東部肥前の平定）において、有力な在地領主（国人領主）を上層家臣団に編入すると同時に、かれらの被官衆を大量に中層家臣団に組み入れ

ることによって、その数を飛躍的に増大しつつ戦国大名権力を強化していったのであり、そこに竜造寺氏の家臣団編成の特質と短時日に肥前征覇を完了した理由がある。

次に一〇〇町以下の階層は、中層家臣団について多数を占めたが、ここでは竜造寺一門と上・中層譜代の一族が中核を占め、外様とその被官衆は比較的少ない。竜造寺一門の場合は、二七名中一二名(四四%)がこの階層に属し、譜代の場合は、この階層の存在によって、全家臣団のなかに占める譜代の比重を強化する。なお、着到帳(A)のうち知行面積の記載のない「国侍」(第二―四表)は、いわゆる「幕下着到」を除いて、ここでも外様家臣が多数を占めていることを指摘しておきたい。

こうして、竜造寺家臣団の中核が構成されていくが、さらに肥前征覇から々五州の大守に上昇していく過程において、松浦・大村・有馬氏らの肥前の戦国大名や筑後・肥後・筑前・豊前の有力な国人領主を「幕下着到」に組み入れ、その一部を家臣団に編成することによって、強力な戦国大名権力を創出していったのである。したがって、竜造寺権力の消長は、「幕下着到」の戦国大名や国人領主の動向にあったということができよう。

ところで、竜造寺氏は家臣団の編成に際し、外様被官衆の直臣化を強力に推進しつつも、なお全面的に陪臣団再編成の方向を打ち出さなかったことは前述した「江上衆」(城原衆)・「神代衆」(山内衆)等の存在が、これを雄弁に物語っている。「江上衆」とは、神埼郡城原を本領とする江上氏の被官衆を意味し、「神代衆」とは、山内^{さんない}神埼・佐賀・小城郡北部を本領とする神代氏の被官衆を指している。さらに「塚崎衆」というのは、杵島郡武雄を本領とする後藤氏の被官衆のことをいう。外に「多久衆」・「須古衆」というものもある。このうちもっとも強力なのが「江上衆」・「神代衆」である。

「江上衆」の場合、江上氏の宿老執行氏を中心に枝吉・直塚・服部・島・光安・青柳・小柳・諸岡・西久良木・江藤氏らの被官衆によって構成され、⁽⁶⁴⁾東部肥前における竜造寺氏の最大の強敵であった。隆信は元龜二年、これを攻撃

して和議を結び、二男家種を江上氏の養子として麾下に従えた。⁽⁶⁵⁾ 江上家種がこれであり、着到帳では第二位を占めている。ちなみに執行氏は二〇五町、枝吉氏は一〇〇町を宛行われている（第二―二表参照）。こうして「江上衆」は、そのままの衆構成を保ちながら、天正二年の松浦陣立（第四表参照）においては、「神代衆」とともに三陣を構成し、⁽⁶⁶⁾ 竜造寺軍役体制の一翼を担って出陣した。天正五年の彼杵陣立では執行氏が「江上衆」（三陣）の侍大将をつとめ、翌六年、筑前に対する「江上衆」の単独出兵の際は、侍大将⇨江上家種・軍奉行⇨執行種兼となっている。⁽⁶⁷⁾

以上の衆構成に対して「藤津衆」・「松浦衆」・「彼杵衆」・「高米衆」という場合がある。前述した天正八年の肥後陣立が示すように、この場合は地域別編成の方式を示しており、外様被官衆の衆構成とは異なっていた。

「藤津衆」の場合を考察しよう。「藤津衆」が登場するのは天正四年藤津郡が竜造寺氏の支配下に帰属してからである。肥前における竜造寺氏の領国のなかでは、もともと遅く帰属した地域であるが、このとき隆信は鍋島信房を鹿島に配置するとともに、大塚鎮家・徳島信盛を森岳・松丘に配置し、⁽⁶⁸⁾ 藤津郡の支配体制を強化した。その際、竜造寺氏の麾下に属した嬉野氏以下の藤津郡の在地領主が「藤津衆」を構成する。したがって、「藤津衆」とは鍋島信房を侍大将とする藤津郡の外様家臣の集団をいう。翌天正五年の彼杵陣立では「多久衆」・「千葉衆」とともに四陣を構成して出陣し、⁽⁶⁹⁾ 同八年の肥後陣立では、信房を先陣とし、大塚・徳島氏以下上滝・原・吉田・永田・辻・久間・嬉野氏らによって「藤津衆」を構成し参陣したことは、すでに述べたところである。

ところが、「松浦衆」以下の衆構成は「藤津衆」と異なり、いわゆる「幕下着到」によって構成されたものであり、衆構成のメンバー・在り方が「藤津衆」と異なることは、第六表が明らかに示している。要するに竜造寺氏は、「藤津衆」にならって「松浦衆」以下の「幕下着到」を地域別に編成し軍役を賦課したのであり、「筑後衆」・「肥後衆」もこれに属する。したがって、戦闘集団としては直隸家臣団に比べて劣るものであり、かつ陣立によって参陣に有無があった。これらの衆はまさに「着到」するところに意義があったのであり、そこに竜造寺権力の特質・脆弱

性を見出すことができる。

このことを顕著に示したのが天正十二年における島原陣立である。「幕下着到」の離反が激しくなるにしたがつて、竜造寺氏の陣立構成は直属家臣団を中心に堅められていくが、島原陣立はその典型を示している。この陣立で注目されることは、主力戦闘部隊が直属家臣団によって構成されていることとともに、「江上衆」・「神代衆」・「塚崎衆」(後藤衆)・「藤津衆」が衆構成のまま一隊を構成していること、さらに本隊は一門・譜代を中心とする佐賀・小城・神埼郡の家臣団によって構成されていることである。⁽⁷¹⁾このことは、竜造寺氏が個別領主の把握と地域別の把握による二重の衆構成を通じて家臣団を編成、かつ維持していたことを示しており、それは兵農未分離を前提とする在地の構造と本領安堵を原則とする家臣団の存在形態に対応するものであった。この二重の衆構成を克服し、組別編成方式が採用されたとき近世の佐賀藩が成立する。それは鍋島時代のことには属する。

(3) 執政体制とその構成

そこで最後に、以上考察した家臣団構成との関連において、竜造寺権力の中枢をなす執政体制とその構成・機能について考察し、竜造寺氏の権力構造の特質を明らかにしよう。

天文十五年、水ヶ江竜造寺家を相続した隆信は、二年後の同十七年、村中竜造寺家の胤栄の死亡によって、胤栄の跡目を相続し竜造寺惣領家の地位に就いたが、隆信の惣領家相続に反対した胤栄の旧臣土橋栄益は、水ヶ江竜造寺家を相続した家門の子鑑兼を擁立し、豊後の大友氏に通ずる一方、神代・高木・小田・八戸・江上氏ら東部肥前の諸氏を招いて佐賀城を包囲攻撃した。⁽⁷²⁾形成の不利を悟った隆信は一旦筑後に亡命し(天文二十年)、二年後の同二十二年、譜代家臣と与賀・川副地方の給人・地侍に迎えられ、佐賀城の回復に成功した。⁽⁷³⁾隆信は直ちに鑑兼から水ヶ江城を没収して弟長信を配置し、石井・福地・吉岡氏らの譜代を付属して、村中・水ヶ江両家を掌握する一方、この年、納富

道周・小川武純(信安)・江副久吉を宿老とし、譜代執政体制を確立した。また、このとき隆信を迎えた水町・鹿江・南里・石井・久布白・横尾・立川・堀江・副島・飯盛・石丸氏ら佐賀郡南部の与賀・川副地方の給人・地侍は、竜造寺家臣団における譜代の中核を構成してゆく。

こうして、前述した譜代最古参の鍋島氏らに加えて竜造寺譜代が形成されていくが、「御国惣万帳」は隆信時代の家老として竜造寺家親・納富信景・小川信安・福地信重を挙げている。このうち竜造寺家親は康家の長男胤家系に属し、「着到帳」では五、〇〇〇町の知行面積を有する最上位の一門である。納富信景は道周の子で、父子家老職をつとめ、福地信重も最古参の譜代に属する。

さらに「御国惣万帳」は政家時代(天正八年相統)の家老として竜造寺信周・同家就・小川信俊・納富賢景を挙げている。これに対して「藤竜家譜」は前三者とともに納富家理を挙げている。このうち竜造寺信周は須古竜造寺家の祖で隆信の弟、同家就は村中竜造寺家の胤門系に属し、知行面積では一門中第五位を占め、村中竜造寺家では最上位を占める。小川信俊は鍋島清房の四男(直茂弟)で、永禄元年信安の死去に伴ない小川家の名跡を相続した。納富賢景(家輔)は信景の子であるが、当時の発給文書より考えて「藤竜家譜」が掲げる納富家理(一族)を家老とすべきであろう。なお「竜造寺ノ三老」として当時の発給文書に小川信俊・納富家理と並んで土肥信安が連署しており、したがって、前記の外土肥信安を家老に加えることができる。

以上、竜造寺権力の中核をなす執政体制は、天文二十二年、納富・小川・江副氏らを中心とする譜代執政体制が確立してより、家老家は納富・小川両家に固定する一方、竜造寺一門が各家より加わるとともに、譜代の江副・福地氏に代わって外様系の土肥氏に加わるといふように、一門および譜代・新参の重臣によって構成される比較的バランスのとれた権力体系をとっているところに特色がある。注目されることは、江上・神代・後藤氏らをはじめとする有力な外様系新参家臣の執政参加がみられないことであり、かれらは他の竜造寺一門とともに、竜造寺軍事力の中核をな

第9表 竜造寺執政体制

佐賀宿老	天文22	小川 信安 納富 道周 江副 久吉					
		竜造寺家親 小川 信安 納富 信景 福地 信重					
	天正8	竜造寺信周	竜造寺家就	小川 信俊	納富 家理	土肥 信安	
須古御側頭	天正8	竜造寺信門	竜造寺家俊	竜造寺信明	勝屋勝一軒	高木太栄齋	

〔註〕『九州治乱記』・「御国惣万帳」・「藤竜家譜」・「田尻家譜」等によって作成。

竜造寺家臣団の構成とその特質(一) (藤野)

し、各陣立の際侍大将として戦闘力の主軸を構成した⁽⁸⁷⁾。このことは、竜造寺氏の家臣団編成方式が、地域別編成の方式と同時に、これら個別領主の把握による衆構成方式(「江上衆」・「神代衆」・「塚崎衆」など)を採用したことに対応している。

天正八年、隆信は家督を政家に譲って須古に隠居した⁽⁸⁸⁾。すでに天正三年、隆信は須古を隠居所に定める一方、松浦・大村・西郷・有馬氏らに対する戦略の拠点として、勝屋勝一軒らに平井氏の旧城須古城を普請せしめた⁽⁸⁹⁾。隆信の須古隠居に際し、隆信に伴なって須古に移った家臣団を「須古御側衆」(第一〇表)という⁽⁸⁷⁾。隆信は竜造寺一門

第10表 須古御側衆の構成

隆信御側衆名	計
鴨打胤貞・前田伊予守・前田甚右衛門・円城寺美濃守	名 46
井元七兵衛・中島兵庫・田中善九郎・立川讃岐守	
馬場筑前守・高木惣右衛門・豊田大和守・橋本内蔵之允	
塩塚備後守・塩塚源右衛門・相田久助・宮崎伊勢守	
田中善兵衛・吉田清内・広木掃部・北島又兵衛	
光岡伊右衛門・石井四郎左衛門・石井七兵衛・深川蔵人	
津次郎左衛門・園田孫三郎・成富久也・岸川弥七兵衛	
大島隼人助・舞熊七郎兵衛・芦川玄蕃・糸山将監	
境原兵部少・江島監物・牟田右馬允・坪木権之助	
馬渡九左衛門・古賀藤之助・古川伊豆守・中島形右衛門	
山田九郎左衛門・安岡善吉・中村可純・諸岡尾張守	
諸岡市五郎・宮部茂任	

〔註〕「御国惣万帳」による。

(信門・家俊・信明)の外勝屋勝一軒・高木太栄斎を御側頭とし(第九表)、「須古御側衆」の統制にあたらせたが、隆信の弟須古の竜造寺信周が家老職に就任するのはこのときである。こうして、竜造寺一門のうち胤家系の諸氏の多くは須古に移り、代って水ヶ江竜造寺家の執政参加が実現する。

一方、竜造寺惣領家の地位についた政家のもとにも御側衆が設置され、五番に分かれて定詰した。各番の構成とメンバーは第一一表のごとくである。⁽⁸⁸⁾注目されることは、竜造寺権力の中核をなす政家の御側衆が竜造寺一門をはじめ譜代・新参のあらゆるメンバーによって構成され

第11表 竜造寺政家御側定詰番の構成

番名	政家御側定詰名	計	総計
1番	竜造寺 信純・納富長昭・横岳兵次郎・竜造寺 重純 竜造寺 茂俊・竜造寺太郎四郎・百武源三郎・石井孫三郎 石井久左衛門・石井孫兵衛・平井与一郎・鍋島源五郎 小林勝三郎・葉久五郎・石井三右衛門	15名	73名
2番	田尻兵庫助・山代貞・出雲七兵衛・内田源次郎 吉田太郎左衛門・竜造寺大学助・竜造寺太郎九郎・竜造寺助九郎 納富六郎・秀島進士左衛門・鴨打胤純・勝屋勘平 本告作右衛門・副島嘉兵衛・土山与三兵衛	15	
3番	竜造寺 信昭・高木神兵衛・竜造寺 信門・犬塚掃部助 徳島四郎右衛門・姉川勝二郎・鴨打胤房・重松孫二郎 犬塚正盛・成松新十郎・千布孫三郎・高木兵門 嬉野清三衛門・嬉野久蔵・嬉野孫五郎	15	
4番	鍋島茂里・内田弥右衛門・鍋島助右衛門・高木兵部大輔 井元茂七郎・嬉野左馬助・辻十太郎・上滝孫兵衛 鹿江孫四郎・大家太郎四郎・堀江権右衛門・土肥相左衛門 宮崎源三郎・堤新兵衛	14	
5番	馬場茂員・太田茂連・竜造寺 信氏・竜造寺 新九郎 竜造寺 源七郎・竜造寺 縫殿介・竜造寺 信家・深江 助四郎 徳島左衛門大夫・三浦源三郎・円城寺 吉蔵・永田 大蔵 南里左衛門・北島五八郎	14	

〔註〕「御国惣万張」・「藤竜家譜」4による。

ていることである。とくにもっとも遅く帰属した松浦党支流の山代氏や藤津衆の嬉野・辻・上瀧・永田氏および筑後衆の田尻氏らが含まれていることは、竜造寺氏がこれら外様系新参家臣およびその一族子弟を御側衆に組み入れることによって、家臣団統制の強化を図ったものと思われる。また竜造寺一門のなかでは、須古竜造寺系が目立ち、一番の信純・長昭(納富家景養子)、三番の信昭は、ともに家老職に就任した信周の子である。四番の鍋島茂里は、勝茂誕生前の直茂の世嗣、実は石井信忠の長男。⁸⁹ こうして、これら竜造寺・鍋島氏の一族子弟が各番に配置され、譜代・新参家臣およびその一族子弟と番を構成しつつ、交代で定詰したのである。

ところで納富・小川氏らとともに譜代の最古参を占める鍋島氏は、竜造寺権力機構のなかで如何なる地位を占め、如何なる機能を有していたのであろうか。この点の究明こそ、竜造寺権力の特徴を明らかにすると同時に、鍋島佐賀藩成立の前提を説明することになるが、以下簡単な展望を試み本稿を終ることとする。

【註】

- (1) 「藤竜家譜」二、『九州治乱記』巻之二〇 一二五—二六頁。
- (2) 『九州治乱記』巻之一三 一六四頁。
- (3) 『九州治乱記』巻之一五 一九二頁。
- (4) 『九州治乱記』巻之二〇 二七三—七四頁、「直茂公譜」第二。
- (5) 「藤竜家譜」三・「隆信公御年譜」乾、『九州治乱記』巻之二二 二九七頁。
- (6) 「藤竜家譜」三・「隆信公御年譜」乾、『九州治乱記』巻之二二 二九九頁。
- (7) 「隆信公御年譜」乾・「直茂公譜」第二、『九州治乱記』巻之二三 三一〇頁。
- (8) 三陣Ⅱ鍋島直茂・四陣Ⅱ神代長良の陣代・五陣Ⅱ横岳頼統(「隆信公御年譜」乾・「直茂公譜」第二、『九州治乱記』巻二 三三—三三頁) という構成をとっており、新たに帰属した筑後の田尻・蒲池氏が先陣・二陣をつとめていることが注目される。

(9) 筑紫広門は肥前養父郡勝尾城主。

- (10) 『九州治乱記』卷之二五 三三五―三六頁、「直茂公譜」第三・隆信公御年譜」坤。
- (11) (12) 『九州治乱記』卷之二五 三三八―四〇頁。
- (13) 「隆信公御年譜」乾。
- (14) 藤野保「竜造寺領国の形成過程と围入領主の動向」(『九州文化史研究所紀要』二三号) 参照。
- (15) 「隆信公御年譜」坤、「九州治乱記」卷之二六 三四八―五〇頁。
- (16) 「藤竜家譜」四・「隆信公御年譜」坤、「九州治乱記」卷之二七 三五九頁。
- (17) 「藤竜家譜」四・「隆信公御年譜」坤、「九州治乱記」卷之二七 三六〇―六七頁。
- (18) 「隆信公御年譜」坤、「九州治乱記」卷之二七 三六五頁。
- (19) 「藤竜家譜」四・「直茂公譜」第四、「鹿兒島県史」一卷七二―一頁。
- (20) 「田尻家文書」(『佐賀県史料集成』七卷所収) 二一〇号竜造寺隆信同政家連署判物。
- (21) 『九州治乱記』卷之二七 三七七頁。
- (22) (23) 藤野保前掲『九州文化史研究所紀要』二二二号掲載論文参照。
- (24) 「直茂公譜」第四・「鍋島直茂譜考補」四・「藤竜家譜」四・「隆信公御年譜」坤、「九州治乱記」卷之二八 三八一―八二頁。
- (25) 「直茂公譜」第五・「直茂公譜考補」五乾、「九州治乱記」卷之二九 三九六―九七頁。「田尻家文書」二二五号鍋島信生直茂奉知行充行状。
- (26) 「直茂公譜考補」五乾、「家晴 御代」(『長崎県史』史料編第二所収)、『九州治乱記』卷之二九 三九八―四〇〇頁。
- (27) 「直茂公譜」第五・「直茂公譜考補」五乾。
- (28) 『九州治乱記』卷之二九 四〇二―六頁。
- (29) 「藤竜家譜」四・「直茂公譜」第五。
- (30) 『九州治乱記』卷之三〇 四一二頁。
- (31) 『九州治乱記』卷之三〇 四二二―三頁。
- (32) 『九州治乱記』卷之三〇 四二二―四頁。
- (33) 『九州治乱記』卷之三〇 四一七頁。

- (34) 『鹿兒島県史』一巻七三〇頁。
- (35) 天正十四年十月四日豊臣秀吉書状(「直茂公譜考補」五乾所収)。
- (36) 藤野保「九州における幕藩領主支配の特質」(『九州文化史研究所紀要』一六号)・「九州における幕藩体制の特質」(『明治維新と九州』九州文化論集三所収)。
- (37) 「直茂公譜考補」五坤、「鍋島家文書」(『佐賀県史料集成』三巻所収)六号豊臣秀吉朱印状。
- (38) 「小早川家文書」(『大日本古文書』家わけ第一二所収)一八〇号豊臣秀吉検地知行方目録。
- (39) 藤野保前掲『九州文化史研究所紀要』一六号・『明治維新と九州』所収論文・『新訂幕藩体制史の研究』第三編参照。
- (40) 『九州治乱記』巻之三二 四四六頁、「鍋島家文書」五号豊臣秀吉朱印状。
- (41) 『九州治乱記』巻之三二 四四七頁。
- (42) 『西郷記』(『諫江史料拾録』第一集所収)、「家晴 御代」(『長崎県史』史料編第二所収)、『諫早市史』一巻二〇三—一八頁。
- (43) 註(39)参照。
- (44) 『九州治乱記』巻之三二 四四五頁、『旧柳川藩志』上巻三六一七頁。
- (45) 「田尻家文書」二二九号田尻鑑種知行分米書出。
- (46) (47) 『九州治乱記』巻之三二 四四七—四八頁。
- (48) 「直茂公譜」第五、『九州治乱記』巻之二九 三九—一九二頁。
- (49) 註(46)と同じ。
- (50) 『九州治乱記』巻三二 四四二—四三頁、森山恒雄「近世初期肥後国衆一揆の構造」(『九州文化史研究所紀要』七号)参照。
- (51) 藤野保「新訂幕藩体制史の研究」一五二—一五三頁参照。
- (52) 『九州治乱記』巻之三二 四四七頁、「麻生文書」(『九州史料叢書』(17)所収)一〇二号豊臣秀吉朱印状写。
- (53) 註(51)参照。
- (54) 註(39)参照。
- (55) 『大日本史料』一一編ノ六所収「大林蔵竜造寺系図」には、「平戸ノ松浦肥前守鎮信入道々可、杵岐ノ日高ヲ徇テ麾下に属

ス」(三五二頁)とあり、松浦氏が日高氏を伴って「幕下」になったとしているが、年代は天正十年である。但し、この系図には誤謬が多い。

(56) 但し、筑前の高橋・戸次・立花・小田辺・大鶴氏を除く。

(57) 竜造寺氏関係との動静が不明という意味で、在地領主としての動向ないし他の戦国大名との関係は個別に究明することが可能である。

(58) 第三表(A)の人名は大木兵部少輔の誤り、この点(B)が正しい。また(A)は高良山祝部・鏡山山城守安実と並記し、別個の人物として扱っているが、これは同一の人物で、正確には高良山の祝部鏡山山城守安実と記載すべきである。

(59) 『九州治乱記』・「堤家文書」・「勝茂公御代寛永五年惣着到」・「御国惣万帳」。

(60) 天正八年「着到帳」に記載された知行面積を各家文書によってすべて検証することは不可能であるが、(A)・(B)の面積表示の相違にみられるように検討を必要とするものがある。但し、「藤竜家譜」以下の各種記録および「九州治乱記」以下の各種編纂物に散見する知行面積と一致するものもある。ここでは「着到帳」の知行面積を一応の目安として検討したが、全体の論理構成には変化を与えない。このことは、知行面積により疑問の多い国侍・他国侍のほとんどが「幕下着到」に属し、これを家臣国から排除したことによって、一層確実なものとなっている。

(61) 二〇町以下の下層家臣団、とくに給人・地侍層については、藤野保前掲『九州文化史研究所記要』二二号掲載論文参照。

(62) (A)の場合も八、九一九町に達している(第三表参照)。なお、「藤竜家譜」三は隆信が竜造寺惣領家を相続したときの知行面積を七、二二〇町としている。

(63) 北島万次氏は「天正期における領主的結集の動向と大名権力」(『歴史学研究』四〇〇号)という論文において、「着到帳」の史料批判の必要性を強調しながら、自ら史料批判をおこなわず、「諫早市史」所収の(B)で立論した筆者の見解(「幕藩体制史の研究」六五四頁)に対し、「幕下着到」をすべて竜造寺「家臣団」とすることによって、竜造寺一門が「他の家臣団」に対して圧倒的優位を占めていたのではなく「事実とは逆である」と批判しているが、北島氏の指摘こそ「事実とは逆である」ことは、「着到帳」の史料批判にもとづく本稿の実証分析によって明らかになったであろう。総じて北島氏は「着到帳」(A)によって考察しているが、(A)が如何なる史料性格を有するかは本文において縷々述べたところである。なお北島氏が(A)によって作成した「天正八年竜造寺の『家臣団』構成」表は、少なくとも(A)のみからこのような表は作成できない。「一門」の抽出は可能であっても「家老」・「政家御定例詰番」(御側定詰番の誤り)の区分けはできないからである。これは恐ら

く「御国惣方帳」によって区分けしたものとと思われるが、「着到帳」と「御国惣方帳」は一書に収まっていますが、本来別個の史料であり、たとえ後者によって前者を区分けしても、「家老」一八名を抽出することはできず、「政家公御側定詰番」は六三名ではなく七三名である(第一一表参照)。

- (64) 「城原衆子細究帳」(『神埼町史』所収)、『九州治乱記』巻之一四 一八二頁・巻之二〇 二六六頁。
 (65) 「藤竜家譜」三・「隆信公御年譜」乾・『九州治乱記』巻之二〇 二六七頁。
 (66) 註(4)と同じ。
 (67) 註(5)と同じ。
 (68) 『九州治乱記』巻之二三 三〇四頁。
 (69) 「直茂公譜」第二・「藤竜家譜」三、『九州治乱記』巻之二二 二九六頁。
 (70) 註(5)と同じ。
 (71) 註(24)と同じ。
 (72) 『九州治乱記』巻之二二 一五四頁、『佐賀県史』上巻六三一頁。
 (73) 『九州治乱記』巻之二二 一五八―一六〇頁。
 (74) 「隆信公御年譜」乾。
 (75) 『九州治乱記』巻之一三 一六四頁。
 (76) 佐賀県立図書館所蔵。
 (77) 「納富系図」(佐賀県立図書館所蔵)。實際は孫にあたるが、父家景(家房)早世につき、信景は祖父道周の跡を継いだ。
 (78) 「藤竜家譜」四。
 (79) 「小川家譜」(佐賀県立図書館所蔵)。
 (80) 「納富系図」。
 (81) 「田尻家譜」七(佐賀県立図書館所蔵)、「田尻家文書」。
 (82) (83) 「田尻家文書」二〇八号竜造寺氏老臣連署起請文。
 (84) 家老は各陣立に際し侍大将をつとめており、役方と番方は未分化の状態にあった。
 (85) 「藤竜家譜」三・「隆信公御年譜」坤。

(86) 『九州治乱記』卷之二二 二九一頁。

(87) 「御国惣万帳」によると、御側頭を入れて須古御側衆は五一名となっているが、「藤竜家譜」は五四名としている。

(88) 「御国惣万帳」・「藤竜家譜」四・「隆信公御年譜」坤。

(89) 「茂里譜」(佐賀県立図書館所蔵)。

展望Ⅱ鍋島執政権力の成立

鍋島氏が竜造寺氏の家臣として、同家興隆の素地をつくったのは、享祿三年、少弐氏に属して大内軍を神埼郡田手に迎え討ち大宰府に敗走せしめたときに求められる⁽¹⁾。竜造寺家兼は、このときの鍋島清久・清房父子の功績に対し、子家純の娘(華溪)を清房に娶⁽²⁾せた。直茂の母である。さらに弘治二年には、隆信の母(慶園)が清房に再嫁し、隆信と直茂は義兄弟となった。鍋島氏は、こうした血縁関係による紐帯を通じて、竜造寺氏の有力な譜代家臣となっているのである。

しかし、弘治・永祿年間においては、清房とその兄清泰が鍋島家を代表し、竜造寺氏の陣立構成は、一門の外納富信景・小川信安・信俊・福地信重らの家老を中核とするものであり、鍋島氏の地位はなお低かったといわなければならぬ。その鍋島氏が竜造寺体制下において強力な地位を確保するのは、元龜元年の今山合戦において、直茂が友勢を肥前より撃退してからであり、その後の陣立構成は直茂が先陣をつとめたことは、すでに述べたところである。

天正二年、須古の平井氏が降服したあと、直茂は竜造寺信周とともに杵島郡の支配にあたった⁽⁴⁾が、同五年、諫早の西郷氏との和議が成立したとき、西郷一門の市来忠末は直茂宛に起請文を提出している⁽⁵⁾。このことは、竜造寺体制下における鍋島氏の地位の高さを国人領主が承認したことを意味し、それは竜造寺領国の拡大に伴って増加する。

直茂の兄信房は、天正四年以来鹿島に配置されて「藤津衆」を統轄し、弟康房(康信)は、早く水ヶ江竜造寺系の

澄家(純家)家を相続して竜造寺一門となり、さらに弟信俊は、小川(信安)家を相続して家老となり、信俊の三男家良は、天正七年名族神代家を相続した⁽⁶⁾。竜造寺体制下における鍋島氏の地位は、も早揺ぎないものとなったといえよう。しかし、翌八年作成された「着到帳」においては、直茂個人の知行面積は五三〇町で一四位に位置し、その地位は決して高くない。この一見相矛盾する現象をどのように理解するか。そこに竜造寺権力の在り方と家臣団構成の特質が存在していたのである。

隆信は天正七年、直茂を筑後の酒見城に移し⁽⁷⁾、筑後の経営を担当せしめた。竜造寺領国の維持に筑後は重要な位置を占めていたからである。この前後より、直茂は国人領主に対して、隆信と並行しかつ独自に政治工作をおこなう一方、かれらの動静・離反を佐賀に注進するとともに、竜造寺軍の軍議に参加して出陣日程を決定し、これを国人領主に連絡して陣立を構成し⁽⁸⁾、その先陣をつとめるなど、その活躍は極めて多方面にわたっている。そして、この傾向は隆信の隠退(天正八年)とともに一層顕著となった。政家は絶えず直茂と行動をともし、政家の戦略・戦術は、すべて直茂の献策・指導のもとにおこなわれたのである。

天正九年より、直茂は蒲池鎮竝の旧城柳河に移り⁽⁹⁾、大友・島津勢の筑後進攻に対抗する一方、国人領主の綏撫策に専念するが、直茂は、これらの国人領主に対して自由に所領を安堵しており、この傾向は隆信の死後一層顕著となつてゆく⁽¹⁰⁾。このことは、直茂が隆信ないし政家から国人領主に対する知行安堵権を委任され、独自に筑後経営にあつていたことを示しており、竜造寺体制下における直茂の地位を象徴的に物語っている。

このように、直茂は執政体制の上にあつて、隆信・政家と行動をともし、自由な立場から竜造寺領団の拡大・維持に重要な役割を果たしたのであり、その意味で、直茂が家老に就任しなかつたことは当然といふべきであろう。逆に国人領主の直茂に対する起請文の提出は、竜造寺権力における二頭政治を客観化したものであり、「着到帳」に現われた直茂の知行面積は、直茂の権力拡大をチェックする隆信の措置とみられよう。

事実、二頭政治の矛盾は、まず天正十二年における島原合戦に現われ、⁽¹¹⁾ついで、隆信の死後政家・直茂間に具体化した。隆信の死によって権力の支柱を喪失した竜造寺一門は、自らの領国体制維持のため、直茂の佐賀召還と国政参加を要請したが、直茂は柳河に引き籠ったままこれを拒否したのである。ようやく家老竜造寺信周の説得によって、四月八日、直茂は柳河から蓮池に移ったが、このとき直茂宛に提出された政家の起請文は、隆信死後の政家の微妙な立場を表明している。⁽¹⁴⁾ところが、その後おこなわれた佐賀・蓮池両城の補修工事によって、城原衆より直茂窺察の風説が立ち、⁽¹⁵⁾両者間の矛盾が再び客体化された。ここにおいて、直茂は再度蟄居し政治より身を引いたが、このとき政家は直茂に対し「如陸甲冑共に信生可為下知次第」という書状⁽¹⁷⁾を送っている。つまり、政家は領国政治を直茂に委任する決意を表明したのである。

ここに、竜造寺体制下における直茂の執政権力が成立する。それは戦国大名より国政の委任をうけたものであり、かつての執政体制と異なるものであった。これと並行して、直茂に対する竜造寺家臣団や「幕下着到」の起請文提出が日を追って増加し、「鍋島直茂譜考補」は、天正十二年四月より十二月に至る起請文差出人二三〇名の氏名を列挙している。⁽¹⁸⁾このことは、鍋島執政権力を竜造寺家臣団が承認したことを意味しており、むしろそのことによって、竜造寺氏は隆信の死後、自らの戦国大名権力と領国体制を保持することが可能であったのである。

こうして、竜造寺権力における二頭政治は、政家の直茂に対する国政委任という異例の措置によって克服されるが、それをさらに具体化したのが直茂に対する「御家裁判」の委任である。それは大友勢、ついで島津勢の進攻によって、筑後の経営が一層困難となった天正十四年に具体化した。この年の四月、政家と一門・重臣および直茂の三者間に、それぞれ起請文が取り交わされたが、⁽¹⁹⁾このとき政家および一門・重臣は、直茂に「御家裁判」を一任したのである。

要するに、「御家裁判」とは竜造寺領国の統治に外ならず、直茂は、政家および一門・重臣から、改めて竜造寺領

国支配の委任をうけたのである。こうして、竜造寺領国においては、家督と支配が分離し別個の存在となりつつあった。いいかえれば、領国の支配権は、竜造寺氏の家督とは離れたところに定着し成長しつつあったのである。翌天正十五年における秀吉の政家に対する肥前七郡の安堵、同十八年における隠居分の支給と軍役免許、同二十年における直茂への朝鮮出陣命令等々の一連の措置は、以上考察した竜造寺領国における支配の実態を踏えた統一権力の解答であり、「幕藩」制論理の貫徹のための措置と考えられるが、この点については、次稿において具体的に検討することとする。

【註】

- (1) (2) 「藤竜家譜」二・「隆信公御年譜」乾、『九州治乱記』卷之九 一〇九—一一頁。
- (3) 「直茂公譜」第一。
- (4) 『九州治乱記』卷之二一 二八二頁。
- (5) 「竜造寺家文書」(『佐賀県史料集成』三卷所収) 一三四号市来忠末起請文。
- (6) 「直茂公譜」第一・「鍋島系図」・「小川家譜」・「神代家伝記」。
- (7) 「藤竜家譜」三・「直茂公譜」二。
- (8) 『九州治乱記』卷之二五 三三五頁。
- (9) 「直茂公譜」第四、『九州治乱記』卷之二六 三五二頁。
- (10) 「田尻家文書」(『佐賀県史料集成』七卷所収) 一八四号鍋島信昌書状、二二五号鍋島信生奉知行充行状。なお後者を三好不二雄氏は天正十三年に推定しているが、天正十二年の誤り。
- (11) 当時柳河にあった直茂は、隆信の島原出陣の報に接し、直ちに須古に急行して、出陣中止を進言している。隆信はこれを無視して島原に向い、それでも軍議の席で一旦決定した作戦計画を突如変更し、中道を進む鍋島・神代隊を山手に向かわせ、自らは山手から中道に進み中央突破を試みて戦死した(「直茂公譜」第四・「鍋島直茂譜考補」四・「藤竜家譜」四・「隆信公御年譜」坤)。
- (12) 「直茂公譜」第五・「直茂公譜考補」五乾。

- (13) 「直茂公譜考補」五乾所収。
- (14) 政家と直茂は親子兄弟のように腹藏なく相談し、二人の間について讒言するものがあれば互に実否を糾明しよう、自分は若輩なので、異見して欲しい、どのような異見も気にしない、というものであり、政家の直茂に対する接近が図られている。
- (15) 「直茂公譜」第五・「直茂公譜考補」一五乾。
- (16) 「如陸甲冑」というのは平時・戦時という意味である(栗原荒野『校註葉隠』一〇頁参照)。
- (17) 「直茂公譜考補」五乾。
- (18) 「鍋島直茂譜考補」五上。
- (19) 「藤竜家譜」一四。『佐賀県史』上巻は、このときの一連の起請文の「正確な年月日は不明」であるとし、「人物の名前や官職名」から考えて「おそらく天正十六年のものと推定してよい」(六五六頁)としているが、直茂が一門・重臣宛に提出した起請文は天正十四年四月十一日、政家が一門・重臣宛に提出した起請文は同年同月十三日である。
- (20) 藤野保「九州における幕藩領主支配の特質」(一)、『九州文化史研究所紀要』一六号)・「九州における幕藩体制の特質」(『明治維新と九州』九州文化論集三所収)。
- (21) 「竜造寺家文書」二〇三号豊臣秀吉朱印状。
- (22) 「鍋島家文書」(『佐賀県史料集成』三卷所収)三〇号高麗陣立書。